

議案第 21 号

三宅町保健福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町保健福祉施設条例（平成 12 年 12 月三宅町条例第 7 号）の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和 3 年 3 月 3 日 提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町保健福祉施設条例の一部を改正する条例

三宅町保健福祉施設条例（平成 12 年 12 月三宅町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 浴場の使用料 浴場の部町内の項を次のように改める。

浴場	町内	65 歳以上	100 円	1,000 円	
		大人	300 円	3,000 円	中学生以上 65 歳未満
		小人	200 円	2,000 円	小学生

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

三宅町保健福祉施設条例(平成 12 年条例第 7 号)新旧対照表

改正後						現 行							
附 則(平成 29 年条例第 22 号) この条例は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。 附 則 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。						附 則(平成 29 年条例第 22 号) この条例は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。							
別表						別表							
1 浴場の使用料						1 浴場の使用料							
室名		区分		料金		備考	室名		区分		料金		備考
				1 回あたり	回数券 (11 枚綴)						1 回あたり	回数券 (11 枚綴)	
浴場	町内	65 歳以上	100 円	1,000 円		浴場	町内	大人	300 円	3,000 円	中学生以上		
		大人	300 円	3,000 円	中学生以上 65 歳未満			小人	200 円	2,000 円	小学生		
		小人	200 円	2,000 円	小学生		町外	大人	500 円	5,000 円	中学生以上		
	大人	500 円	5,000 円	中学生以上	小人			300 円	3,000 円	小学生			
	小人	300 円	3,000 円	小学生									
(注) ① 小学生未満は無料。 ② タオルの使用料は 1 本 100 円とする。 ③ マッサージチェアの使用料は 1 回 100 円とする。						(注) ① 小学生未満は無料。 ② タオルの使用料は 1 本 100 円とする。 ③ マッサージチェアの使用料は 1 回 100 円とする。							